

佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する概要

改正方針

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律」（平成23年法律第37号）（以下「地域主権一括法」という。）により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）が一部改正されたことに伴い、従来は法令で規定されていた入居者資格の規制範囲及び裁量階層対象者の範囲を佐倉市営住宅管理条例（平成9年条例第42号）（以下「住宅管理条例」という。）に現行の政令のとおり定める。

1 裁量階層対象者の位置づけ

新 条例で位置づけ

旧 公営住宅法施行令で位置づけ（条例で引用）

（政令で定める裁量階層対象者）

60歳以上の者、身体障害者、戦傷病者、原爆被爆者、被生活保護者、海外からの引揚者、中国残留邦人帰国者、ハンセン病療養者、DV被害者

2 改正に伴う影響とその対応

○同居親族要件の維持（今回の法改正で、公営住宅法から同居親族要件が廃止）

- ・当市の市営住宅ストックは世帯向けが大半であり、応募倍率も高く、住戸の効率的な利用の観点から慎重にならざるを得ない。
- ・寄り合い世帯については入退去管理が困難となり、受け入れを認めることは難しい。

以上のことから「同居親族要件を維持」し、現行の条例のとおりとする。

○裁量階層対象者の範囲を条例で定める。

- ・現在、裁量階層等による市営住宅での単身入居者が占める割合は、年々、増加する傾向にある。今後も60歳以上や障害者など、特に居住の安定を図る必要がある者として条例に規定する。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護が必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は、受けることが困難であると認められる者を除く。

○その他

- ・佐倉市営住宅管理運営委員会議を原則公開しないこと及び同委員に守秘義務を課します。

*審議事項に個人情報が含まれるためである。ただし、含まれないときは公開とする。

- ・文言の整理をします。